

株主優待利用に関する規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規約は、株式会社NSD（以下「当社」という。）が実施する株主優待ポイントサービスの利用に関する諸条件を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

(1) 株主優待ポイントサービス（以下「本サービス」という。）

株主優待ポイントを保有する株主（以下「対象者」という。）が、インターネット上の当社株主優待サイトにおいて、株主優待ポイントを当社が提供する優待品と交換し、受け取るサービスをいう。

(2) 株主優待ポイント

当社が、本サービスを実施するために株主に対し付与する、以下の3種類のポイントを総称していう。

① 優待ポイント

基準日における株主に対し、保有株式数と保有期間に応じて付与するポイントをいう。

② ボーナスポイント

当社が実施するアンケートやイベント等の企画への参加者、その他当社が実施する企画において対象とする株主に対して、付与するポイントをいう。

③ 繰越ポイント

当社が株主に対し付与したポイントで、第5条第1項に定める有効期限内の未使用ポイントをいう。

(3) 保有株式数

基準日において株主名簿に記載された株式数をいう。

(4) 保有期間

基準日から遡及して、同一の株主番号で継続して当社株式を保有している期間をいう。

なお、婚姻または転居により株主番号が変更された場合で、対象者からその旨の申し出があった場合は、変更前の株主番号のときから保有が継続されているものとして取り扱う。

(5) サービス停止期間

メンテナンスその他、本サービスの管理のために、本サービスの提供を停止する期間をいう。

(6) 株主優待ポイントのお知らせ

対象者に対し、付与する優待ポイント数その他、本サービスを受けるために必要な情報を通知するための書面をいう。

(7) 申込専用はがき

インターネットを利用しない対象者が、株主優待ポイントを優待品へと交換するに当たり、その申込みをするためのはがきをいう。

(規約の改定)

第3条 当社は、本規約を必要に応じ改定することができる。

第2章 本サービスの内容

(株主優待ポイントの付与数)

第4条 株主優待ポイントは、次のとおり付与する。

(1) 優待ポイント

毎年9月30日を基準日とし、保有株式数と保有期間に応じて、下表のとおり付与する。

(単位：ポイント)

保有株式数	保有期間		
	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
100株以上 400株未満			2,000
400株以上 1,000株未満	2,000	3,000	4,000
1,000株以上 2,000株未満	3,000	4,500	6,000
2,000株以上 4,000株未満	4,000	6,000	8,000
4,000株以上	5,000	7,500	10,000

(2) ボーナスポイント

基準日および付与数は、企画の都度、決定し公表する。

(株主優待ポイントの有効期限)

第5条 株主優待ポイントの有効期限は次のとおりとする。

(1) 優待ポイント

基準日から3年を経過した後に到来する3月24日（3月24日が休日の場合は前営業日）までとする。

(2) ボーナスポイント

企画の都度、決定し公表する。

2. 対象者が株主でなくなった場合、または株主番号が変更された場合、最初に到来する第4条第1項の基準日をもって、未使用の株主優待ポイントは失効する。
ただし、婚姻または転居により株主番号が変更された場合で、対象者からその旨の申し出があった場合は、失効した株主優待ポイントを復活させる。

(優待品への交換)

- 第6条 対象者は、インターネットを通じ、株主優待サイトにおいて所定の申込手続きをすることにより、株主優待ポイントを優待品と交換することができる。
なお、インターネットを利用しない対象者については、申込専用はがきにて申込手続きができる。
2. 株主優待ポイントの有効期限内であっても、サービス停止期間中は本サービスを利用できない。
 3. インターネットへの接続その他、本サービスを利用するために必要な器機等は、対象者が準備する。

(サービス停止期間)

- 第7条 次の各号に掲げる期間、当社は本サービスを停止する。
- (1) 毎年3月24日(3月24日が休日の場合は前営業日)の翌日から11月中旬まで
 - (2) メンテナンスその他の必要が生じた場合、その作業に要する期間
2. 本サービスの停止についての情報は、株主優待サイトにおいて掲示する。

(優待品の変更)

- 第8条 当社は、対象者へ事前の通知または承諾を要することなく、本サービスで提供する優待品を変更できる。

第3章 本サービスの利用

(株主優待ポイントのお知らせの送付)

- 第9条 基準日において株主名簿に記載された情報に基づき、当社は株主優待ポイントのお知らせを対象者に送付する。
2. 株主優待ポイントのお知らせには、以下の内容を記載する。
氏名、住所、保有株式数、保有期間、優待ポイント数、繰越ポイント数、保有ポイント数、有効期限切れとなるポイント数、ユーザID、パスワード
 3. 株主優待ポイントのお知らせには、申込専用はがきを添付する。

(本規約への同意・情報の登録)

第10条 対象者が当該年度において株主優待サイトの利用を開始するときは、次の手続きを行わなければならない。

- (1) 本規約への同意
- (2) 情報の登録(氏名カナ・電話番号・メールアドレス等)

(ユーザID及びパスワード)

第11条 ユーザID及びパスワードは、対象者のみが利用できるものとし、他人への譲渡あるいは貸与はできない。

2. 対象者は、ユーザID及びパスワードを自らの責任において管理しなければならない。
3. 対象者のユーザID・パスワードを使用して行われた行為は、その対象者が行った行為とみなす。

(パスワードの再発行)

第12条 対象者が株主優待ポイントのお知らせを紛失またはパスワードを失念した場合、対象者は当社へパスワードの再発行請求を行うことができる。この場合、当社では本人確認を行なった上、再発行したパスワードを通知する。

2. 再発行したパスワードは、登録済みの住所あて書面の郵送により通知する。

(優待品の配送)

第13条 株主優待ポイントと交換した優待品は、株主名簿に記載された住所に配送する。

ただし、株主優待ポイント交換時に配送先を指定した場合は、指定した住所へ配送する。

2. 配送先は日本国内とする。なお、一部の優待品については配送できない地域がある。
3. 株主優待ポイントと交換した優待品は、原則として交換後1ヶ月以内に対象者の住所に到着するよう配送する。

ただし、在庫切れ、天変地異、商品の特性その他の事由により、到着に1ヶ月以上を要する場合がある。その場合は、株主優待サイトにその旨掲載する。

4. 本サービスにおいて、配送日時の指定はできない。

(株主優待ポイントの寄付)

第14条 対象者は、その保有する株主優待ポイントを、優待品と交換することに代えて、当社が指定する団体等(以下「寄付対象団体」という。)に寄付することができる。

2. 対象者が、前項の寄付をする場合の手続き等は以下のとおりとする。

- (1) 対象者は、当社に対し、株主優待サイトあるいは申込専用はがきにて、寄付対象団体及び寄付する株主優待ポイント数を申し出る。

- (2) 当社は、その期間中に申し出のあった株主優待ポイントを合計して、1ポイントを1円で換算した金額で、指定された寄付対象団体に寄付を行う。

- (3) 寄付は、寄付対象団体の募集の時期にあわせて行うものとする。
具体的な時期は、株主優待サイト等に掲載する寄付対象団体の説明において記載する。
- (4) 当社は、それぞれの寄付対象団体に対し、上記(3)までの間になされた寄付を取りまとめた上で、寄付を行う。
- (5) 寄付の名義は「株式会社NSD(株主寄付口)」とし、寄付者個人の名前は表示しない。また、寄付者に対し、寄付についての領収書等の発行は行わない。
- (6) 寄付の実績については、当社HP等に掲載する。

(交換あるいは寄付の取り消し、変更)

第15条 株主優待ポイントと優待品への交換または寄付の申込手続きを行った後には、当該申込内容の取り消し、変更を行うことはできない。

(返品)

第16条 株主優待ポイントと交換した商品の返品はできないものとする。
ただし、商品に汚損、破損その他、対象者の責によらない瑕疵がある場合は、この限りではない。

第4章 その他

(株主名簿記載情報の変更)

第17条 株主名簿に登録された住所や氏名等の変更は、特別口座株主は当社特別口座管理機関(三菱UFJ信託銀行株式会社)、特別口座以外の株主は取扱い証券会社において行うものとする。

- 2. 株主名簿に記載された対象者の氏名、住所中に、一般にコンピュータにおいて使用される以外の文字が含まれている場合、本サービスにおいては対象者に同意を得ることなく、一般にコンピュータにおいて使用される文字に変換して表示する。

(個人情報の取扱い)

第18条 本サービスにおいて当社が入手した個人情報については、個人情報に関する法令、規範及び当社の「株主優待に関する個人情報の取り扱いについて」に則り適正に管理する。

(本業務の業務委託)

第19条 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を外部に委託することができる。
業務を外部へ委託する場合、当社は委託先との間で個人情報保護に関する契約を締結の上、個人情報の保護に関し、委託先の適切な監督に努める。

(本サービスの廃止)

第 20 条 当社は、3ヶ月以上前に公表した上で、本サービスを廃止できるものとし、本サービス廃止の日をもって、対象者の保有する株主優待ポイントは失効する。
この場合、対象者は、当社に対し失効した株主優待ポイントについての権利を請求することはできない。

制定 2006年10月1日

最終改定 2025年11月1日